

厚生常任委員会

令和8年3月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

○奥村 容子	溝部真紀子	坂口 徹
横田 敏文	宮崎 和彦	
中川 議長		

2. 欠席委員

◎濱 真理子

3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住 民 生 活 部 長	中原 潤
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	大塚 美季
子 育 て 支 援 課 長	佐谷 容子	同 課 長 補 佐	富井 千晶
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	住 民 課 長	峯川 敏明

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
-------------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 宮崎委員、溝部委員

副委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、濱委員長から欠席の通告を受けておりますので、私が職務を代行しますので、よろしく願いをいたします。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

副委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、宮崎委員、溝部委員のお二人を指名をいたします。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

おはようございます。それでは、議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。ただし、条例本文の朗読は省略させていただきますので、よろしく願います。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧ください。

ようか。

斑鳩町における子育て支援のさらなる充実をはかるため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等に基づく乳児等通園支援事業の実施に関し、本条例を制定するものであります。

1. 主な制定内容です。(1)実施主体(第3条関係)について、町は、法及び支援法等に基づき、事業を実施します。(2)実施施設(第4条関係)について、事業は、以下の施設で実施します。

①として、斑鳩町立保育所のうち、町長が指定する施設、②として、斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準その他関係法令に適合していると町長が認める施設です。

(3)事業の内容(第5条関係)につきまして、乳児等の年齢・発達に応じた保育と集団生活の機会の提供、利用希望者との面談等の調整、保護者への相談・助言・情報提供等の子育て支援、その他必要な支援を実施します。

(4)利用要件(第6条関係)について、対象児は、次のいずれにも該当する乳児等とします。

①として、町内に住所を有すること。②として、法及び支援法等に定める要件に該当し、町長が事業の対象として認めること。

(5)支給認定等(第7条関係)について、町長は、保護者の申請により、事業利用に関する認定を行います。また、町長は支援法等に基づき認定の変更・取消し等の必要な措置を行うことができます。

(6)利用申込及び利用決定(第8条関係)について、認定を受けた保護者は、規則に定める手続により実施施設へ利用申込を行い、当該施設の利用決定を受けます。(7)利用時間等(第9条関係)について、乳児等1人あたりの利用時間の上限その他利用に必要な事項は、支援法等及び関係命令に従い規則で定めます。(8)利用者負担(第10条関係)について、利用者は次の利用料を納付します。①町立保育所は1時間300円、②その他の実施施設は、1時間300円を上限として実施施設が定める額とします。

(9)利用料の減免(第11条関係)については、のちほど、追加資料により、説明させていただきます。

2. 施行期日は、令和8年4月1日から施行します。

次に、追加資料として提出をしております資料1をご欄ください。

斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則（案）です。

この規則は、議案第1号の斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるもので、本日はその概要を説明させていただきます。

主な内容としては、第3条で、乳児等支援給付認定の申請手続について、第4条で認定の決定・認定証の交付について定めています。

2ページをご覧ください。第5条で、認定の有効期間について、第6条で、認定事項の変更届について、第7条で、認定の取消しについて、第8条で、利用申込及び利用決定等について定めています。

3ページをご覧ください。第9条で、認定証の提示について、第10条で、利用時間等について、第11条と第12条で、予約枠の取扱い及び取消期限について、第13条・第14条で、利用料の算定方法及び納付について、定めています。

4ページをご覧ください。第15条から第17条までは利用料の減免について定めており、減免額は下段の表をご覧ください。

生活保護法による被保護世帯については、納入すべき利用料の全額を免除。

市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯については、乳児等1人につき1時間につき200円を減免し、自己負担額は100円となります。

また、災害等により利用料の納付が困難となったときについては、その状況に合わせて町長が別に定める額と規定する予定としております。

以上、議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 溝部委員。

溝部委員 今の資料1の第8条のところで、利用者は申し込みをするときに、4つの項

目を掲げて書面により保護者が実施施設に対して行うものとするところあるんですけど、これは紙を直接持っていくのかとか、ネットで申し込みができるのかとか、具体的にどういうふうな形で利用申し込みをするのかちょっと教えていただきたいんですけど。

副委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 ただ今、委員からご質問いただきました利用の申し込み方法についてでございます。こちらにつきましては、電磁的記録を含むとしておりまして、主にこの乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園事業でございますけれども、国の支援システムというのが構築されておりまして、各市町村もそのアカウントを取得し、またその実施施設もそのアカウントを取得する、そして認定を受けた利用者もそのアカウントを取得いたしまして、その事業者、市町村、そして利用者がシステムによってそれを運用する形が主な形となっております。

従いまして、利用者さんにつきましては、スマートフォンやパソコンを使える環境にある限りにおきまして、スマートフォンやパソコンにおいてこのこども誰でも通園システムを利用いたしまして申請をされるということになります。

溝部委員 ありがとうございます。支払いや決済というのもその中でできるようなシステムなんですか。

子育て支援課長 決済につきましては、今のところちょっと私どももそのシステムがですね、構築されたばかりでございますので、そこまでの試行をいたしてはおりませんが、おそらくできるようになるのではないかとお考えですが、初年度におきましてはですね、斑鳩町は町立保育園におきましても民間保育施設におきましても、その都度払いで現金で利用料を徴収することといたしております。

副委員長 宮崎委員。

宮崎委員 これ預ける時間帯によってね、食事とかおやつみたいなものを出す予定はあるんですか。

副委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 全国的なシステムといたしましては、長時間で預かる場合、給食を提供したり、おやつを提供したりということが可能ではございます。なお、斑鳩町におきましては、初年度におきましては、午前中の短時間のみの実施としておりまして、おやつや給食の提供は行う予定はしておりません。

副委員長 ほかにございませんか。

(な し)

副委員長 お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、主に令和8年度から子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

改定内容につきましては、去る2月6日開催されました国民健康保険運営協議会におきまして、協議のうえ、了承されているところでございます。

1. の主な改正内容でございます。（1）税率等の改定であります。

基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に引き上げるものであります。

次に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

子ども子育て支援納付金課税額について、所得割額を0.31%、均等割額を1,700円、18歳以上被保険者均等割額を200円、課税限度額を3万円とするものであります。

次に、（2）18歳未満被保険者に係る均等割額の減額でございます。

これにつきましては、世帯内に18歳未満の被保険者がいる場合、その被保険者につき算定した均等割額を減額するというものでございます。

次に、（3）子育て支援納付分の新設に伴います、軽減額の創設であります。

法定軽減でございます、7割軽減、5割軽減、2割軽減の各軽減額について規定するもので、それぞれ、均等割額、18歳以上被保険者均等割額が表のとおり定めるかたちとなっております。

次に、裏面をご覧ください。（4）子ども子育て支援金分の新設に伴います

未就学児均等割額の軽減額の創設でございます。

法定軽減を受けられる世帯、および、それ以外の軽減の受けられない世帯について、それぞれ金額を規定するかたちとなっております。

次に、2. 施行期日等であります。

(1) 施行期日は、令和8年4月1日から施行することとしております。

(2) 適用区分でございますが、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、子ども子育て支援金分の創設に伴いまして、斑鳩町国民健康保険税減免取扱要綱につきましても、所要の改正を行うこととしています。

以上、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

副委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長

おはようございます。

それでは、議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただき、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧ください。

今回の改正につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、この政令による改正内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容といたしましては、(1) 令和7年度税制改正による令和8年度第1号被保険者保険料算定への影響を遮断するための特例の設定であります。

令和7年度税制改正におきまして、給与所得控除の見直し、所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられるという給与所得の見直しが行われたことに伴い、この見直しによる令和8年度の第1号被保険者の保険料への影響、こちらが生じまして、そちらを遮断し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画中における、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐため、所要の改正を行うものであります。

2. 施行期日についてであります、令和8年4月1日から施行します。

以上で、議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

副委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

副委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として、満
場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第4号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予
課長 算(第4号)について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させてい
ただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、人件費所要額の補正、保険基盤安定負担金の確定などに
課長 伴う予算補正に関するもので、歳入歳出それぞれ、2,515万8千円を追加
し、歳入歳出それぞれ、29億6,906万5千円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申しあげます。
補正予算書の7・8ページをお開きください。歳入であります。

初めに、第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般
被保険者国民健康保険税であります。保険基盤安定負担金の確定及び国民健康
保険事業費納付金の中間補正に伴うもので、3,106万6千円の増額をお願

いするものであります。

次に、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事院勧告に伴います人件費所要額で、46万6千円の増額、保険基盤安定負担金の額の確定に伴うもので、637万4千円の減額、合計で590万8千円の減額をお願いするものであります。

続いて、9・10ページをお願いいたします。

まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。

歳入で申しあげました人件費所要額で、46万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 国民健康保険事業費納付金であります。国民健康保険事業では、県単位化に伴いまして、令和6年度から、前年度に県が算定した令和6年度の納付金額と、実際に各市町村が令和6年度分として調定した額と比較し、増減に応じて納付金を再計算する、中間補正を行うこととなっておりましたので、その算定結果によりまして、第1項 医療給付費分で966万8千円、第2項 後期高齢者支援金等分で989万3千円、第3項 介護納付金分で513万1千円、合計で2,469万2千円の増額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

副委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

副委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として、満
場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第10号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算(第4号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第10号 令和7年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算(第4号)について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、保険事業勘定であります。

今回の補正予算の内容は、令和7年の人事院勧告等による人件費に係る予算
補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ
れぞれ203万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ30億1,375万3千円
とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページから8ページをご覧くだ
さい。

はじめに、歳入予算でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助
金、第3目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)で、26万7
千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 地域支援事業交付金

(包括的支援事業・任意事業)で、13万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第2目 地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)で13万3千円、第3目 地域支援事業費繰入金(総合事業)で10万7千円、第4目 地域支援事業費繰入金(高齢者保健事業と介護予防の一体的事業)で21万6千円、第5目 その他一般会計繰入金で102万3千円、それぞれ増額をお願いするものであります。

9ページから10ページにお移りください。

次に、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で、16万円の増額をお願いするものであります。

11ページから12ページにお移りください。

続いて、歳出予算でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、102万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業費で、101万6千円の増額をお願いするものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定でございます。

歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の17ページから18ページをご覧ください。

第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費、第1目 居宅介護予防サービス事業費で、会計年度任用職員の欠員に伴う人件費の減及び介護予防サービス計画作成に伴う委託件数の増加に伴う委託料の増により、160万2千円の減額をお願いするものであります。

次に、第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源160万2千円の留保のための増額をお願いするものであります。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長

以上で、議案第10号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

副委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

副委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、生駒市への可燃ごみの搬入方法に変更が生じたので、ご報告のほうをさせていただきます。

2月27日の全員協議会冒頭においてご説明をさせていただいておりますことから、重複する部分もありますが、ご了承いただきたいと思います。

去る2月5日、ごみ積替え施設のダストドラムに亀裂が生じたことから

施設稼働を停止し、修繕を行う方向で施設保守業者との協議を行いました。2月16日に業者から回答があり、施設修繕を行いましても、どの程度の期間、この施設が使用できるかは明言できないということで、今後の長期的な施設稼働が可能かどうか不透明であるといったことや、ダストドラム本体の更新を行うといたしましても、約5千万円の更新費用が必要なこと、また工期も8ヵ月程度必要であるとのことでございました。

このことから、令和8年4月からの生駒市での可燃ごみを処理するための運搬手段を確保する必要もあることから、将来的なごみ積替え施設の活用方法につきまして、緊急的な検討を進めた結果、一旦修繕を行いましても、近い将来、本体更新が必要でありますことや、継続した場合の施設の維持管理費を考えましても、コンテナによる運搬の方が安価で、緊急時の対応もコンテナを充実させることで安易に対応できますことから、当初予定しておりましたパッカー車による運搬方法からコンテナによる運搬方法に変更することとしたところでございます。

なお、現在の可燃ごみの処理につきましては、収集業務に影響が出ないよう、処理を委託しております民間業者でコンテナを準備いただき、コンテナによる運搬排出を行っているところであります。

以上、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
宮崎委員。

宮崎委員 可燃ごみ、いつも家の前に置いておいたら持って行ってくれるということなんですけど、カラスとか被害受けるから網くださいということ言っているけど、これ希望したら全世帯に配る予定はあるのかな。

副委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 戸別収集の場合のケースかと思っております。現在のところ町といたしまし

課長

ては、生ごみを分別していただくことも、この戸別収集の大きな目的のひとつでございます。そういったことで生ごみを分別して排出いただくことで、可燃ごみのカラス等の影響は少ないものと考えております。また、戸別収集の場合、家の前に可燃ごみを出していただくこととなりますが、そのような、なかなか自分で対策が難しい、そういった声も聞いております。戸別収集につきましては、ステーション方式、また戸別の併用型での実施も考えておりますことから、町といたしましては、現時点では各家庭にカラスよけのネット等を配布する予定はございません。

宮崎委員

予定ないって言っても、くださいといたら支給できるの。その辺聞きたいねん。

環境対策
課長

支給につきましては、ステーション、集積所で利用される場合は、これまでどおり、ネットを配布させていただきますが、個人でのご利用の場合は、渡せない理由等を丁寧に説明させていただきます。お断りをさせていただきます予定でございます。

宮崎委員

丁寧に説明しないと、今、カラスだけと違って鳥獣というかアライグマとかいろいろなやつがいるから、その辺断るんやったら丁寧に理由つけて断っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

副委員長

ほかにございませんか。

(な し)

副委員長

これをもって、質疑を終結します

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について

て、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。

補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金の第1目 民生費国庫負担金では、第1節児童福祉費負担金で、私立保育所の入所委託における利用人数の増加や公定価格の改定に伴い、2,459万円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、障害者補装具交付・修理費における申請単価の増に伴い現計予算見込みを上回ることから、140万円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定に伴い、4千円の増額をお願いしております。

次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、児童家庭相談システム改修の事業完了による不用額として、218万円の減額、第4節 老人福祉費補助金で、事業者から申し出があった高齢者施設における非常用電源の整備事業が補助対象となることから、773万円の増額をお願いしております。

11ページから12ページをお願いいたします。

中段の、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、あわせて710万7千円の増額をお願いしております。

次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国補助金と同様の理由により、54万5千円の減額をお願いしております。

以上が、歳入の補正内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、令和7年の人事院勧告による正職員や会計年度任用職員等の人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。

17ページから18ページをお願いいたします。

はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、人件費の補

正をお願いしております。

19ページから20ページをお願いいたします。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第27節 繰出金で、歳入で申しあげました国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定と、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う繰出として、590万8千円の減額、第2目 国民年金事務取扱費で、人件費の補正、第3目 老人福祉費で、人件費の補正と、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました、事業者から申し出があった高齢者施設における非常用電源の整備に対する補助金として、773万円の増額、第7目 障害福祉費で、人件費の補正と、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました、障害者補装具交付・修理費における申請単価の増に伴い現計予算見込みを上回ることから、280万円の増額、第9目 介護保険事業繰出費で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う繰出として、147万9千円の増額をお願いしております。

21ページから22ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、第12節 委託料で、歳入で申しあげました、児童家庭相談システム改修の事業完了による不用額として、331万1千円の減額、第2目 保育園費で、人件費の補正、第3目 児童保育費で、歳入で申しあげました、私立保育所の入所委託における利用人数の増加や公定価格の改定に伴い、5,695万2千円の増額をお願いしております。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。

23ページから24ページをお願いいたします。

第18節 負担金補助及び交付金、第3目 母子衛生費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2項 清掃費では、第1目 清掃総務費で、人件費の補正、第2目 塵芥処理費で、人件費の補正と、第10節 需用費で、指定ごみ袋の作成に係る不用額として、512万円の減額、第12節 委託料で、ごみ積替え施設の設備故障により、4月からの生駒市への可燃ごみ搬出方法を変更することか

ら、委託業者による運搬車両の再調達のための委託料として、737万5千円の増額をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費補正についてであります。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で、東里自治会に対する補償事業について、用地交渉に時間を要していることから、用地取得後に実施する補償事業分として、火葬場周辺対策事業2, 175万3千円の予算措置をお願いしております。

以上で、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

副委員長 議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認をいたします。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

大塚福祉課長。

福祉課長 福祉課から1点、ご報告いたします。

介護給付費返還命令取消等請求事件についてでございます。

障害福祉サービスに係る介護給付費につきまして、県による監査結果を踏まえ、関係事業所から介護給付費の返還を受けたところ、返還命令の取消し等を求める訴状が本町に送達されましたので、概要をご報告いたします。

令和6年3月に奈良県による障害福祉サービス事業所に対する監査が実施され、その結果、介護給付費の不正請求が確認された町外の障害福祉サービス事業所に対し、令和7年7月、当町の利用者に係る介護報酬932,216円の返還を求め、全額の返還を受けておりました。

これに対しまして、当該事業所から、当該返還命令の取消し等を求める訴え

が提起され、去る2月18日、奈良地方裁判所から、原告を当該事業所を運営する会社である、株式会社T&K Office、被告を斑鳩町とする訴状を受理いたしました。

請求の趣旨といたしましては、1 被告が令和7年7月28日付で原告に対してした介護給付費返還命令を取り消す。2 被告は、原告に対し金93万2216円及びこれに対する令和7年7月28日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払いをせよ。3 訴訟費用は、被告の負担とする。との判決及び第2項につき仮執行の宣言を求める。というものでございます。

本件につきましては、顧問弁護士にご相談申しあげながら、対応してまいります。

なお、この請求事件の第1回口頭弁論が4月10日に予定されてございますことから、顧問弁護士川崎祥記氏の事務所であります弁護士法人川崎法律事務所に委任をさせていただき、着手金として、59万1千円を予備費から充用させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、福祉課からの報告とさせていただきます。

副委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 子育て支援課より1点報告させていただきます。

保育施設の2次選考後の令和8年度の入所見込み数をご報告します。

1次選考での保育施設の申込件数は730件、そのうち内定件数は705件でした。

2次選考での保育施設の申込件数は21件あり、一次選考で入所保留となった方も含めて選考を行い、30人の入所内定を予定しております。

この結果、令和8年度入所における斑鳩町での待機児童数は、2次選考後の時点においても0名となっておりますが、特定の保育施設のみへの入園を希望しており、入所できない人は16人の見込みです。

令和8年度入所については、待機児童はいないものの、希望する園に入園できない入所保留が生じていることから、認定こども園法隆寺幼稚園の施設改修を支援するなど、町としても保育の受け皿の充足に努めてまいります。

副委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 溝部委員。

溝部委員 さっきの訴訟の件、よくわからないんで教えてほしいんですけども、介護報酬の不正請求があったと、それがあったことで斑鳩町が正当な形で返還を求めたと。正当な形で返還を求めたのに、なぜ訴訟を向こうは起こしているというか、本当の理由というか、それはなんなんですか。

副委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 相手さん、事業所さんの主張としましては、サービスの提供をしたという主張をされて、返還命令の取消しを求められています。

副委員長 中川議長。

議長 今回の件で90何万という利用料は返還してもらってんの。

副委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 令和7年7月に返還していただいております。

議長 なんでそのサービスを提供したという業者が90何万返してるんやろ。

福祉課長 その点に関しましては我々も理由については把握しておらないところであります。

議長 90何万返金して、またそれを戻せ、斑鳩町を被告として訴えて。斑鳩町が勝訴というか、斑鳩町の行為が認められた時には、顧問弁護士の50何万という費用は相手に請求できるの。

福祉課長 そちらの費用につきましては、請求することはできないものと思います。

議長 そしたら90何万は払わんでええけど、50何万は払わなあかんいうことか。どっちにしても訴訟起こされたら費用って増えるものやねんな。

副委員長 加藤副町長。

副町長 今、申しあげている予備費の充用分につきましては、あくまでも着手金になります。それで今、議長申されている勝訴した場合についてもまた改めて成功報酬というのが発生いたしますので、現在返還されている金額よりも町の支払金額は多くなるということになります。ただ、今、議長申されましたように、金額でこういった形での請求額に対しての支払が出てくる額の差というのは出てきますけれども、例えばこういった行政処分の中でもまったく請求が発生しない金額、事例もございます。例えば情報公開の関係で、開示請求、非開示請求した場合の損害賠償等が求められた場合については、開示請求ですね、開示請求を求められた場合については、金額の発生はございませんけれども、対応する立場としては当然弁護士費用等の訴訟についての裁判費用はかかってきますので、一定これはやむを得ない行政コストというふうに考えております。

議長 監査でサービス受けてないから返金してもらいなさいというような監査結果のもと返金してもおてるねんから、それに対して訴訟起こされても町はすんなり返すわけにもいかへんし、なんぼ費用かかっても相手と訴訟していくというのわかりますけど、なんか無駄な金が出ていきよるね。わかりました理解できました、結構です。

副委員長 ほかにございませんか。

(な し)

副委員長 ないようですので、3. 各課報告事項については終わります

4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

(な し)

副委員長

ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

副委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時54分 閉会)